

# 模擬授業研究会の斉藤メモ(2019年11月7日)

授業者：〇〇

範囲：権利の衝突と公共の福祉

## 主な感想・代案

- 授業者の明るいキャラクターもあり、教師役と生徒役の関係性がうまく作り上げられているように思いました。また、主に自分の体験談を用いることで、権利と権利の衝突の問題を身近な問題として捉えさせようとしていることも伝わってきました。
- ただ、この授業の30分間と指導案を見る限り、個別のネタに走りすぎていて、一番教えないといけない権利と権利の衝突をめぐる枠組み(その問題の考え方)が十分に押さえられていない気がします。
- 授業者に聞きたいのは、この授業で、本時の目標に掲げている「権利と権利の衝突を調整する原理として広狭の福祉という考え方があるということを理解する」という目標が達成される際に、生徒は何が出来ていたり、答えられたりしたらよいのでしょうか？指導案や目標検証シートにいろいろと書いてはもらっているのですが、その点がよく見えてこない気がします。
- 極端な話、「権利と権利の調整する原理として何がある？」と聞いて、「公共の福祉」と答えるだけでよいならば、50分の授業は必要ない気がします。ただ、「権利と権利を調整する難しさ」「公共の福祉という考え方に基づく判断の曖昧さ」を理解しないのだとしたら、話が変わってきます。この二点を「理解する」ためにはどんな授業が必要で、どんなゴール(生徒の最終的な姿)が必要だと思いますか？
- 更に思ったのは、この授業が「新しい人権」がメインの授業なのか、「公共の福祉」がメインの授業なのかという点です。
  - 私であれば、導入で、プライバシーの権利の話をする際に、SNSの動画アップに関して、プライバシーを侵害されたと思う中高生と、それは表現の自由にすぎないと思う生徒の話を紹介します。このどちらの言い分が正しいかを議論してもらいます。
  - その上で、類似する問題として、知る権利 VS 報道の自由の話として実名報道の事例を持ってきてもいいでしょう。ここで重要なのは、事例そのものではなく、権利同士の対立だということを意識させます。
  - そして後半に、公共の福祉という概念を紹介するわけですが、一度はこの枠組み自体を疑わせるような場面が欲しい。例えば、最高裁でNHKの受信料がワンセグを含めて見れる人は支払うべきという判決が出た際に、公共の福祉という概念が根拠になりました。こういう話って、生徒の中での違和感を浮かび上がらせる際に、有効な気がします。

## 【コラム】理論と実践の接点

〇〇君の授業では「理解させる」ことをキーワードにして授業を作っています。ただ、この「理解する」という言葉は実はいろんな側面を持っています。例えば、アメリカの教育学者であるウィギンズとマクタイは、理解するの六側面として「説明する」「解釈する」「応用する」「批判的に捉える」「共感する」「自己認識する」があるとしました。一見すると私たちが思い描く「理解する」というのは、一問一答のようなイメージになりがちですが、一度立ち止まって考えてみるのも良いかもしれません。

【参考文献】ウィギンズ&マクタイ『理解をもたらすカリキュラム設計―「逆向き設計」の理論と方法』